

第一部 連合運動は「社会のバリケード」になれるか

連合運動は「社会のバリケード」になれるか

—基本姿勢の転換と大企業労組の組織、運動の改革を—

Can the JTUC-RENGO-Movement get up to a social barricade, ?

— a challenge to changing its fundamental attitude and reforms in organizations and movements of major enterprise-unions—

芹澤 寿良

Hisayoshi Serizawa

〔目次〕

はじめに—労働組合運動の「原点」と「社会のバリケード」論

I 東日本大震災、大津波、原発事故発生の未曾有の事態と連合運動

1 大震災への労働組合運動の取り組みと2011年春闘、メーデー

2 福島第一原発事故と連合運動

II 連合は、新しい社会への転換をめざし他組織と基本的に一致する課題の共同行動と

民間大企業労働組合の組織、運営の民主的改革を

1 連合結成10年、鷲尾・笹森体制の大衆的運動と運動改革

(1) 1997～1998年の労働基準法改正反対闘争における「共同行動」の対応

(2) 連合笹森会長就任記者会見で「雇用のため限定共闘」提唱

(3) 注目を集めた連合評価委員会の最終報告書

2 高木・古賀体制と「非正規労働者センター」の設置、労働者派遣法抜本改定闘争と消極論の台頭

3 早房長治氏らの連合運動への新しい注文

4 政権交代の実現と結成20周年の連合運動―古賀・南雲体制

5 民主党政権への連合運動の政策的追従と批判の噴出

6 民間大企業労働組合の組織、運営の民主的改革を

(1) 企業別労働組合に関する中部産生研の調査報告

(2) 民間大企業労働組合の組織、運営改革の問題点

おわりに 労働組合運動の持続的な協力、共同で強固な「社会のバリエード」の構築を

〈要旨〉

わが国の最大の全国的な労働組合組織である連合は、世界各国の労働組合運動の活発な状況が伝えられる昨今、各方面から連合運動に対して多くの疑問、批判が高まり、トップリーダーはそれらを意識して「社会のバリエード」をめざして奮闘するとの言動を繰り返している。現状では、連合運動単独の力量では、それは到底実現出来るものではないが、従来のも単独主義の基本姿勢を転換し、他の労働組合組織と共通、一致する課題で、協力、共同の運動を進め、また発言力の強い傘下の民間大企業中心の産業別労働組合が「企業・産業利益優先主義的」運動から「組合民主主義」に基づく組織と運動へ改革し、労働基本権を積極的に行使して企業、財界、政府に対抗する労使関係を確立するならば、連合は「社会のバリエード」を構築し、その主要な担い手となるであろう。

はじめに―労働組合運動の「原点」と「社会のバリエード」論

第一部 連合運動は「社会のバリエード」になれるか

2009年夏の総選挙で、勤労諸国民の新自由主義的構造改革に対する不満、批判の高まりを背景に「政権交代」が実現し、1年半余が経過した。

民主党中心の連立政権に対する期待も菅政権の政策が当初の「国民生活第一」から逸脱するにつれて、失望、批判が急速に高まり、こうしたなかで、労働組合運動、とくに最大のナショナルセンターとして民主党の支持団体である連合運動に対しても、「これだけ国民生活に関わる深刻な社会問題なのに取り組んでいない」、「ヨーロッパ諸国では、政府や財界の国民に犠牲を強いる政策には幾つもの組織が共同してデモ、ストライキをやっているのに、日本ではほとんどない」、「連合は、余りにも企業と親しすぎるのではないか、とにかく存在感がなさすぎる」、「とにかく日本の労働組合の弱さは際立っている、組合幹部が政府や財界に抱き込まれているからではないのか」、その他さまざま疑問、批判が、これまでになく広がっており、連合運動内の関係者や周辺の支援者からも「もう一度、団結、連帯の立て直しを」といった厳しい批判、注文が出されている。

2011年3月11日に東日本大震災、大津波、原発事故と放射能汚染の拡散のなかで、被災地の壊滅的惨状、膨大な人的、物的被害、経済的危機と国民生活の困難、悪化という未曾有の事態が発生し、これに対しては全国各地から広範な救援・支援、復旧・復興運動が展開されて、そのなかで、つぎつぎに大小さまざまな問題点や矛盾が噴出してきている現状である。

この過程で長年の「原発神話」が崩壊した現状を日本の進路の「分岐点」と捉え、脱原発のエネルギー政策を含めて今後の政治、経済、社会の進路を大きく転換、再構築していく必要があるのではないかと、問題提起が社会的な運動団体、グループ、個人からなされて、新しい機運として高まりつつある。

連合運動は、民主党政権が菅内閣になって「国民生活第一」のマニフェストから逸脱し、新自由主義路線への回帰を示す消費税増税、法人税の引き下げ、「社会保障と財政、税の一体化」構想、原発の新增設、TPP参加を打ち出すや、それらを容認、支持する方向を明確させつつあったが、それに対して連合運動の内外で危惧と不満が広がっていたのである。

そこに突如として多くの国民の健康と生命を危機に陥れる原発事故を伴う未曾有の緊急事態が発生し、原発増設容認へ舵を切っていた連合運動への厳しい批判が一段と強まり、容認方針の凍結、撤回が避けられないだけでなく、連合運動の政策全般や運動の在り方や議論の仕方、連合運動内で影響力の大きい民間大単産の組織、政策、運動までが大きく問われる情勢となっている。

2003年の連合大会で新会長に選出された笹森清氏は、それまでの連合改革に取り組んだ体験から「労働組合の本来の役割に徹し、労働運動の原点に戻ろうという決意をした」と就任挨拶で述べたが、「原点に戻る」という言葉の意味は、1つが理論的な原点、そもそものおおもとである出発点に戻って考えることであり、もう1つの意味は、物事が誕生した当初の時点に立ち返って見直そうという歴史的な原点に戻るという意味があり、理論的なルーツと歴史的なルーツを結び付けて考えることが求められるのである。

労働組合運動の「原点」を理論的、歴史的に捉えようとすると、労働組合の大衆性―要求にも

とづく幅広い正規、非正規労働者の団結、労働組合の自主性―資本、政府、政党、宗教組織からの独立、労働組合の民主性―組織と運動における組合民主主義の堅持と運動、すなわち要求実現のための資本、政府との闘争、異なる労働組合組織間の統一行動の組織化、勤労国民諸層の社会的運動団体との連帯と協力共同の推進ということになるであろう。

2010年の連合大会で新会長に選出された古賀伸明会長は、労働組合を「社会のインフラ」として捉え、連合運動を「社会のバリエード」にするべく奮闘すると強調しているが、それは現状の連合運動の組織、政策、運動のままでは絶対に来れない課題、目標であり、それには労働組合運動の「原点に帰る」ことによって現状を大きくチェンジさせていくことが不可欠なのである。

I 東日本大震災、大津波、原発事故発生のも未曾有の事態と連合運動

1 大震災への労働組合運動の取り組みと2011年春闘、メーデー

新政権下2年目（連合の2010年春闘は、賃上げ要求見送り）の春闘は労使交渉の回答段階に入っていた3月11日、東日本大震災、大津波の襲来、福島原発事故という未曾有の緊急事態の発生で、状況は激変し後退した。

死者・行方不明者2万数千人を出し、住宅、工場、農地、漁場、港湾の流失、破壊により広大な地域が壊滅的状况となり、同時発生した放射能漏洩と汚染の拡大が続くなかで、多くの住民の他地域への長期避難、農水産物の出荷制限、後を絶たない風評被害が生じ、それらのもとで人々は、そして医療、福祉、教育、雇用などあらゆる場面で極めて厳しい生活を余儀なくされている。

原発事故収拾の見通しも明確になっていない現状は、阪神・淡路大震災を遥かに超えたあらゆる産業、地域、生活領域に広く、深く及ぶ戦後かつてない国家的危機といふべき深刻な事態に発展している。

周知の通り、この未曾有の事態に対して、全国的な救援・支援、復旧・復興運動が直ちに開始され、阪神・淡路大震災の経験、教訓を生かした多くのボランティア活動、救援カンパ、救済物資投入の運動、被災者、家族らの自主的に団結した生活の防衛・再建運動が、また東京電力に対する損害賠償請求運動も展開されている。

こうしたなかで、国会、政府、自治体も政治、行政の責任として現行法令等の弾力的運用等で対処し、被災者の当面の緊急生活支援を推進し、政府レベルでの総合的な施策作成の「東日本大震災復興構想会議」の設置、大震災対策の第1次補正の成立から第2次補正予算の作成へという展開が進行中である。

労働組合運動では、この緊急事態に対して、すべての組織が一斉に動き出し、連合、全労連、

全労協などの中央組織は、東日本大震災の対策本部を設置して声明を発表、被災者への見舞いと亡くなった方々への弔意、救援・支援、復旧・復興運動に取り組む決意、を内外に表明し、それぞれの当該地方、地域組織と一体となつてかつてない被災地の救援と働く者、その家族の雇用、生活、権利を守る運動、被災中小企業の事業所の再建援助の運動を展開してきている。

それぞれまた政府、自治体、政党、財界団体、経済団体、電力企業に対しても緊急必要な施策について実施の申し入れや協力要請を行っており、とくに厚生労働省関係に対しては雇用保険、雇用調整助成金、相談体制、就労支援体制などの弾力活用などで要請活動を強めて、それらの弾力的運用の通達や措置等を出させて被災者を支えてきている。

今回の大震災が未曾有の危機的事態となっているにも係わらず、「総力」「官民一体」、「オーラルジャパン」「国難突破」、「共同」、「国づくり」という言葉が労働組合運動のなかで繰り返し叫ばれ、多用されながら、それを実現させる具体的な呼びかけが、連合からも全労連、全労協からも、その他の労働組合運動組織からも未だ為されていない現状である。労働組合運動、ユニオンリーダーの社会的危機への対抗的活力の衰退、劣化を示している。

2011年春闘は、3・11の東日本大震災で闘争意欲に打撃的影響を受けて、中断することとなり、その後も要求出来なかった組合も少なからずあつて全般的に盛り上がりには欠けたものとなつた。しかし、要求した組合では賃上げ自粛の連合運動でも「定期昇給程度（賃金体系維持分）」の回答を確保し、全労連運動などでも昨年を上回る賃上げを獲得したとしている。

2011年の第82回メーデーは、こうした情勢下で準備不足もあつて例年の盛り上がりには欠けて、連合は4月29日の中央メーデーを自粛して9000人規模の「東日本大震災救援集会」として開催し、街頭行進は行なっていない。全労連は、中央（2万1千人参加）、地方で5月1日に集会、街頭行進を行い、大震災の復旧・復興から新しい国づくりに力を合わせて闘うとの決意を表明した。全労協も小規模ながら実施している。

2 福島第一原発事故と連合運動

東日本大震災と阪神・淡路大震災との決定的な違いは、東日本大震災では、大津波の襲来によつて同時に福島原子力発電所の爆発事故と放射能漏れの拡大という事態が複合して発生したことであつた。東日本大震災では、その危険な状況が続き、「福島第一原発事故収束への工程表」が示されたが障害の発生で長期化は避けられない情勢となつている。

日本の原発問題の現状と今後のエネルギー政策をめぐつて国民的な不安の広がりを背景に「安全神話」が崩れ、これまでにない議論と運動が全国的に各分野で起きているが、連合運動の福島原発事故とエネルギー政策、とくに原発増設問題についての対応経過と問題点について指摘しておきたい。

①連合は、エネルギー政策、とくに原子力発電所増設問題では、内部に容認の電力総連、電

機連合と反対の自治労の有力単産間に意見の相違があり、2009～11年の連合の政策、制度要求においても方針を明確にしていなかったが、2010年6月に菅内閣が成立し、新自由主義路線の回帰に舵を切るなかで、原発増設と海外輸出の方向を明確に打ち出すと、それに追随して同年8月、中央執行委員会において容認方向へ一本化し（一部新聞が報道）、それを組合員と一般国民に知らせることは先延ばしにしていた。

連合は、2011年3月11日に、予期せぬ大震災、大津波、原発事故が同時に発生という事態のなかで、14日の会長声明では、東京電力福島原子力発電所の事故であることが明白であったにも拘らず、「一部の原子力発電所の事故も国民に不安を生じさせている」などと事実をばかしたのであった。

その直後に行った政府への申し入れ文書では、さすがに「東京電力福島原子力発電所」と明記されたが、危機意識は薄く、求めた対策は「国民への情報開示」だけであった。4月6日になって具体的な追加対策を求めているが、それでも政府と東京電力の事故発生への責任を厳しく指摘する姿勢は見せていないのである。

②当該の東京電力労組は、今日に至るも事故への謝罪、対応状況、東電社員2名の所内での死亡、協力会社社員3名の被曝事故、周辺住民の避難などについて、労働組合としての社会的な見解や方針などを明らかにしていない。4月下旬に会社側が提案した今回の事故による経営事情の悪化からの賃金総額20%減とリストラ計画の実施案を労働組合が受け入れたことは一般

新聞が報道している。

上部組織の電力総連が東日本大地震を踏まえた「原子力発電所の安全確保に向けた電力総連の当面の対応について」を発表したのは、事故発生から20日もたった3月31日であった。事故を重く受け止めるとしているものの、労働組合として原子力発電政策を積極的に推進したことへの言及と謝罪は書き込まれていないものである。

③連合会長は、その後、マスコミ報道について「政府や当該企業の対応を批判するだけのマスコミ報道はいかなるものかと思う」とか「単に不安を煽るような伝え方」といったマスコミ批判の発言を機関誌『月刊連合』4月号に書いている。これも連合指導部の危険な、現実的被害を生み出している原発事故に対する企業、政府への甘い姿勢を伺わせるものであった。

その後、東京電力と政府の原発事故の情報公開や収拾策の不十分さ、不透明さへの批判と国民的不安の広がり、原発発電機運と運動の進展、急速な国際的反響から政府サイドからの原発政策の見直し方向が提起されてくるなかで、連合も、昨年8月の原発の新増設、輸出の容認政策について「当面凍結し、しかるべき時期に総点検、見直し」という方向を、4月25～26日の2日間、連合の制度政策中央討論集会で提起した。そこでは、相次いで「脱原発」を視野にいれた推進見直し論が出され、基幹労連からは、事故収束後の慎重な議論をとの意見もだされたが、連合本部は、「手を拱くことなく再検討に着手し、充実した見直し内容にする」と答え、政策委員会では修正を含めて論議し、6月の連合中央委員会で決定することとした。

第一部 連合運動は「社会のバリエード」になれるか

連合運動は、以上のような経過と脱原発を含むエネルギー政策への国民的関心の高まりのなかで、最早従来の、財界と同様な原発推進政策を打ち出すことは出来ない情勢となっている。連合の原発問題とエネルギー政策に対する見直しの結果が、どのようなものになるかは昨年連合が提唱した基本的な「働くことを軸とする安心社会」構想の行方にも大きく関係する政策だけに注目されることである。

II 連合は、新しい社会への転換をめざし、他組織と

基本的に一致する課題の共同行動と、民間大企業

労働組合の組織、運営の民主的改革を

それでは、今日、連合運動が「社会の防波堤」として社会の求めに応えるためにはどのような自己改革が必要なのか、この10年余の連合運動の中心的な流れから、私は、この間の連合運動が日本の労働法制の新自由主義的な規制緩和に対して全労連、全労協、主要中立組織などと改悪反対の一致点で事実上の共同行動で対抗し、財界、政府の狙いを阻止してきた経緯と到達点を確認し、連合中心主義的な基本姿勢を転換させ、共通課題での持続的な協力、共同関係の形成に踏み出すことを求めるものである。

結論的には、これまでも繰り返し提起してきたことであるが、最も大事なことは、労働組合運動の原点から考えて、第1に連合がもう一つのナショナルセンターである全労連や全労協、中立組織の存在と持てる力量、影響力を無視することなく、現段階で一致できる課題での共同行動を提起し、実現に取り組むこと、第2に傘下構成組織、民間大単産のとくに民間大企業労働組合の労資協調主義を克服し、組織と運営を民主的に改革し、組合民主主義に基づいて活動を活性化させていくという2つ課題にこたえることである。

1 連合結成10年、鷲尾・笹森体制の大衆的運動と運動改革

(1) 1997～1998年の労働基準法改正反対闘争における「共同行動」の対応

私は、1997年～99年の連合が広く呼びかけた労働基準法改正反対闘争の「労働法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』」に参加し、終了後にその体験から以下のような感想を連合事務局に提出したことがある。連合が運動を発展させるために、この種の場を設けたことは、連合運動史でも画期的なことであったと思っている。

「連合『応援団』」に参加した立場から今回の運動の経過と全体の状況を振り返ってみる時、全労働団体が反対を表明し、多様な大衆行動を展開した点で1952年以來の大きな盛り上がりを見せた画期的な取り組みであったと思う。ただ、私としては昨年の参議院選挙の結果生み出された新しい政治情勢の有利な側面を労働組合運動の大衆行動と結びつけて発展させていく

ことには消極的であったのではないかと思っている。約50年の労働組合運動とともに戦後史を生きてきた者として、激動が予想される21世紀において労働組合運動が労働者と勤労国民の民主的諸権利を守り、社会的責任と進歩をかちとる役割と責任を果たすためには各労働団体間の共通する一致する要求と課題上の協力、共同が不可欠ではないか、これを軽視したり無視するとすれば労働組合運動の発展的な展望はないのではないかという思いを強くしている。わが国最大のナショナルセンターである連合にこの面での努力を切に期待するものである。連合『応援団』に参加し、またこの関係から雑誌『連合』を購読し、それによって各分野の活動を知って連合運動の姿をより幅広く認識出来たことは研究者の一人として大変有益であった」

なお、この闘いの経過と意義については、「1997年～98年の労働基準法改定問題をめぐる労働組合運動の対抗力」(2010年3月、高知短期大学『社会科学論集』第97号)に簡単に纏めておいたが、闘争を契機に、その後、中央、地方、地域で連合系、全労連系、全労協系、その他中立という枠を超えたさまざまな課題別の運動が生まれ、「事実上の共同歩調」、「同時多発的行動」といわれた幅広い連帯、共同の取り組みが行われた。連合運動の幹部(事務局長、会長)を務めた笹森清氏は、2009年7月に「連合運動20年」という講演で、その時代の労働組合運動について「共感を得られる労働運動」として関わってきたと振り返っている。

全労連は、1995年7月の第13回大会で「総対話と共同」を他の労働組合運動に対して提唱していたが、その前後に連合と全労連の会長、事務局長レベルでのILO総会労働者代表問題、中央労働委員会委員問題、減税、医療問題などで、公式、非公式の協議の機会を持ったことが、大原社研の『日本労働年鑑』に記録されているし、労働基準法改正反対闘争後の1999年3月には、周辺事態法に反対する連合、全労連、全労協、中立傘下の「陸・海・空・港湾労組20団体」(20団体)を結成し、5月に「ストップ！戦争法5・21全国大集会」を東京明治公園に5万人を結集して開催、共同アピールを採択して全国的に注目された運動を展開した。

前後するが、1997～98年の連合は、鷺尾悦也会長、笹森清事務局長時代であったが、笹森氏は、事務局長として、鷺尾会長とともに労働基準法改正反対闘争の指導にあたり、「連合の姿が見えない」「労働運動の求心力が失われている」といった内外の意見に応えていくために、内部に「フレッシュアップ委員会」を設けて、組織、機構、人材の総点検を行い、さらにその後、外部の学者、ジャーナリストと地方連合の代表を加えて「連合21世紀への挑戦委員会」を立ち上げ、議論を重ねて「連合21世紀ビジョン」をまとめ、目指す社会像を「労働を中心とする福祉型社会」と設定した。

連合は、1999年10月の結成10周年の第6回大会で「労働を中心とする福祉型社会」をめざすとする21世紀への運動方針を策定したが、それは雇用の安定とワークルールの確立として「労働条件の社会横断的形成」「正規労働者とパート、派遣労働者などの均等待遇」「整理解雇四要件の法制化」など重要かつ積極的な目標を掲げたものであった。

しかし、それらを実現させる運動、方法はこの文書では示されなかったからか、連合運動を

理解し、支持する学者、研究者などからは、連合の機関誌などで「現実を見すえて、理念の相違を前提に具体的課題毎の多数派形成をめざす課題連合を」とか、「共産党とその組合を相手として認め、政策協定を結ぶべき」とか、「一致できるテーマで異なるグループと政治的な共闘の構築を」といった意見が提起された。発言者は東大大学院高橋徹教授、早大篠田徹助教授、神奈川大ゲブハルトフィルシャー教授などであった。

(2) 連合笹森会長就任記者会見で「雇用のため限定共闘」提唱

そうした経過のなかで、2001年の連合第7回大会では、労働組合間の協力、共同問題では、一步を踏み出した動きがあった。それは、この大会で新会長に選出された前笹森事務局長が、就任最初の記者会見で全労連を含むすべての組織に対し「雇用問題の解決は全労働者の問題だ」と強調し、「雇用のための限定共闘、時限共闘」を呼び掛けたことである。笹森氏は、提案した運動方針案の説明で「すべての労働者を代表し、社会的な労働運動をすすめる」という部分について、いろいろの方と話し合うなかで、こうした考え方を持つに至ったとして「：連合は、今、垣根を取り払い、そしてそういう呼びかけを行う立場に立っていいのではないか。これだけ深刻化した雇用問題を本当に全労働者が自分たちのものとして、失業者した人たちのカバリーを含めて立ち上がるためには、1団体だけが、自分たちがやってやりゃあいんだという話ではないわけです。：」という基本的考え方を示した。大会はこの考え方を含めて運動方針を満場一

致で採択しており、従ってこの点では連合結成以来の路線を現状認識から発展させた大きな前進を示す極めて積極的な意義をもつものであった。

ところが、1週間後の10月12日に新任の草野事務局長名の文書で、会長発言は「雇用問題での労働組合間の時限的共闘もありうる」としたものとトーンダウンさせ、笹森新会長の共同への積極的発言を訂正し、事実上否定した。

全労連は、それでも10月15日の常任幹事会で「連合の『雇用問題での共闘』呼びかけについて」という文書を確認し、「連合の呼びかけを積極的に受け止め、一致する要求への共同に誠実に対応する」と歓迎する姿勢を示したのであった。

連合からその後「時限的共闘」の提唱がなされることはなかったが、全労連は、2002年7月の第20回大会で、改めて「あらゆる社会勢力との対話」を強調して有事法制関連反対で共同行動の発展に努めている。

(3) 注目を集めた連合評価委員会の最終報告書

連合会長に就任した笹森氏は、「労働を中心とする福祉型社会」の実現に書き込めなかった連合運動は何をなすべきかを打ち出すために、日本中を回って回る「アクションルート47」を実践し、そのなかで連合運動を社会に役立つ労働運動へ転換させよう、ナショナルセンターの役割は社会的労働運動を担うこと、建前を捨てて本音で運動しようということだと確信し、外部

の識者による「連合評価委員会」を立ち上げている。

この取り組みに連合内部では民間大産産から「外部から評価される必要はない」などの反対、異論が出たが、それらを抑えて外部の学者、法律家、ジャーナリスト、文化人など著名な7名を指名した。委員は、座長・中坊公平（弁護士）、神野直彦（東大教授）、寺島実郎（日本総研理事長）、早房長治（地球市民ジャーナリスト工房代表）、イーディスハンソン（アムネスティ・インターナショナル日本特別顧問）、吉永みち子（著述業）であった。

連合評価委員会は、2003年1月に活動を開始し、組織内部、周辺、地方からの聞き取りや集会を開催し、それらをもとに議論を重ね、5月に中間報告を公表、さらにそれにたいするさまざま意見、注文、批判を検討し、9月12日に最終報告書を公表した。笹森氏は、これをけつして「神棚に上げる」ことはせず、今後の運動に生かすことを委員たちに約束した。

連合は、連合評価委員会の活動が進められている4月から5月を中心にして、1997～1998年の時と同様に全労連、全労協、中立などの労働組合とともに、「解雇自由」の原則の条文化反対を中心とする労働基準法改正反対闘争を事実上共同して取り組み、「解雇自由」の規定を盛り込んだ改悪案を撤回させ、「解雇権濫用法理」の基本を条文化させた。全労働団体の一致した運動の成果であった。ささやかな取り組みの1つではあったが、連合選出の労働政策審議会の労働者側委員の全国一般の田島恵一書記長が全労連の集會に参加し、労政審の状況報告を行い、またたしか高木剛副会長も別の集會で連合の対応を報告し、挨拶をするという

連帯行動がとられたことが私の記憶にある。

評価委員会の提言内容は、連合運動に対する極めて厳しい指摘、提言で「このままでは労働運動の社会的意義はますます希薄化する」「労働運動の理念・理想の再構築を」「働く者の意識改革を」「企業別組合主義から脱却し、すべての者が結集できる新組織戦略を」「職場から、地域から、空洞化する足元から再出発を」「新しい協働と連帯の中心に連合が立つ」といった連合に従来の運動からの脱皮を強く求めたものであった。

私は、最終報告の基本的内容の積極性を評価するものであるが、日本の労働組合運動は連合だけではなく、全労連、全労協、純中立の組織があるという状況を視野に入れて運動の在り方を提言するとすれば、労働組合間の協働、共同の必要という国際的な労働組合運動の極めて重要な教訓をめぐる問題点についても検討、論議をして何らかの提言をすべきであったのではないか。もう1つ重要な問題点は、連合の主要な構成組織である、特に民間大企業を中心とした単産の組織、運営の民主的改革、政策と運動の労資協調主義路線などについても調査対象にし、ナショナルセンターの連合運動との関係で問題点をチェックし、そこに対しても改善提言をすべきであったという意見をもっている。連合の「企業別組合主義からの脱却」は、この後者の課題と不可分だからである。これがなかったことは誠に残念であった。

第8回定期大会に提案された運動方針案には最終報告書の提起が部分的に盛り込まれていたものの、私は終日大会を傍聴し、議論を期待したが、敢えて批判派が避けたのか、論議の低調

さには驚きを禁じえなかった。

大会での役員選挙では、笹森現会長に対抗して民間大単産・UIセンセン同盟の高木 剛会長が立候補し、明らかに連合評価委員会の提言を矮小化し、「企業別組合主義」に立った「企業別組合の長所を伸ばし、弱点を補強する」路線を強調して選挙となったが、笹森会長が大差で再選された。高木氏の立候補は、「企業別組合主義」克服の社会的労働運動推進路線への民間大企業単産グループの批判、抵抗だったのではないかと思っている。

2 高木・古賀体制と「非正規労働者センター」の設置、労働者派遣法抜本改定闘争と消極論の台頭

2005年の「組合が変わる、社会が変わるーつくりろ格差のない社会、職場・地域からー」のスローガンを掲げた第9回大会で、慣例の2期4年で笹森会長と草野事務局長とともに退陣した。

会長選挙が行われ、役員選考委員会推薦の高木 剛副会長と笹森氏の「社会的労働運動」路線で連合改革推進を訴える全国ユニオン鴨 桃代会長との間で当落が争われ、高木 剛氏が当選、会長に就任した。鴨氏は、107票を獲得して、その健闘ぶりが注目を集めた。事務局長には、電機連合委員長古賀伸明氏が就任し、高木・古賀体制となった。

2006～07年にかけて、派遣労働者の偽装請負化と劣悪な労働条件への社会的関心と批判、未組織労働者の組織化運動の進展という情勢のなかで、安倍内閣の雇用労働法制の一定の手直しと規制緩和の拡大を抱き合わせた「労働ビッグバン」攻勢が出現し、それに対して連合、全労連、全労協、傘下単産の多様な連携、共同関係による「労働時間の規制撤廃と「労働ビッグバン」を許さない」闘いが展開され、ホワイトカラーエグゼンプションの導入阻止、最低賃金法改正をちととり、新たに一定の意義をもつ労働契約法が制定された。

2007年10月の連合第10回定期大会は大会スローガンに「すべての働く者の連帯で、ともに暮らし働く社会をつくりろ」を掲げ、その方針実践として、大会直後に「非正規労働者センター」を設置した。これは連合評価委員会の提言の1つの実践として積極的意義をもつものであった。

その後、新自由主義路線の下での貧困と格差の拡大、派遣労働者の非人間的な労働に対する国民的な関心の高まりを背景に、支援の労働組合と市民運動団体で初の「反貧困ネットワーク」が結成され、社会的労働運動が各地でさらに推進されていった。

こうして全般的に運動が高揚しつつあった段階で、連合の高木会長が2008年1月11日の『週刊金曜日』で、評論家佐高 信氏のインタビューを受け、全労連が共闘を申し入れてきた場合はどうするかという質問に答えて「原則はお断り、共闘を組むことは難しい」と述べ、その理由を示さなかったことから反響を呼び、「すべての労働者の連帯」「すべての労働者のために」

という路線やスローガンに矛盾する言動との批判、連合の非正規労働者重視の運動姿勢は本気なのかという不信感を生み出している。

しかし、連合傘下の全国ユニオンや全労連傘下の関係組織も幅広く参加する反貧困・生活底上げ運動が急速に進展し、高木会長が個人の立場で3月～4月の反貧困フェスタ、「非正規労働者メーデー」などに参加、協力の姿勢を見せるという情勢となり、夏には笹森氏が連合会長退任後に就任した中央労福協、労働金庫、労働共済、連合の四団体の生活底上げ運動の取り組みが進み、さらにリーマンショックを契機とする非情極まる相次ぐ派遣切りの強行にその労働者たちの生活を広く支えようと労働組合と社会運動団体、個人の連帯による新しい「派遣村運動」が東京をはじめ全国各地で取り組まれていった。大マスコミもこうした社会状況を取り上げ報道し、社会的関心が大きく高まったことは周知の通りである。

「派遣村運動」にたいする対応は、連合指導部が一丸となった積極的なものではなく、派遣労働を導入している民間大単産内部に異論、批判を抱えて、社会的に公然と反対を明確にすることも出来ないことからの消極的なものであった。これらも新たな連合運動と民間大単産運動への批判が広がり、強まる結果をもたらしている。

しかし、派遣労働者を中心とする非正規労働者の組織化やその労働実態の告発、是正の闘い、労働ビッグバンを阻止した労働団体の共同した運動が、「規制緩和」政策に楔を打ち込み、政府をして労働者派遣法の再規制の方向を検討させる流れを生み出し、労働者派遣法の抜本的改定

に向けた新たな共同行動を進展させていくこととなった。08年12月に学者、弁護士と呼ばれるによる実行委員会に各労働組合組織と野党各党代表が参加して、以後、共同、統一した再規制内容の要求作成、実現をめざす諸行動が推進されていったのである。

この課題の取り組みをめぐっては、その後連合内部に、業界の利益擁護に理解を示し、規制強化に異論、批判を唱える言動が公然化し、その影響で規制内容や運動をめぐる曲折が生じたことなどを経て、ようやく民主党政権下で不十分ながら改定案がまとまり、現在国会に上程されたままとなっている。一刻も早い法案成立をめざす運動の統一体制は堅持されている。

以上のような流れのなかで、地方、地域で未組織労働者の労働・生活相談活動を通して未組織労働者を組織化する取り組みが労働組合のユニオン運動や社会的運動団体の協力、共同によって着実に進められ、「すべての労働者を視野に」という運動路線や考え方が多くの労働組合の役員や活動家のなかに広がり定着してきている。このことは、労働組合運動の前進を示している。

3 早房長治氏らの連合運動への新しい注文

連合評価委員会の活動に参加した何人かのメンバーが、6年後の2009年の段階で連合運動の現状に対して、共通して「不十分」という認識を持ち一層の責任ある取り組みを求めている。

る。なかでも、地球市民ジャーナリスト工房代表の早房長治氏は「今日、労働組合のリーダーは、労働環境と労働組合自体を変革するため、つねに守りの姿勢を捨て、勇気を持って変革に取り組む。革新派」でなくてはならない」と注文しているが、それらは連合運動に欠けているもの、弱いものであり、私も基本的に賛同するものである。

それは、新たに▽世界がどのように動いているのか、もっと熱心に厳密に学ぶべきである、▽労働組合は、正規労働者のものではなく、働く者、皆のものという認識を改めて徹底させる、▽活動する労働組合、しかも「見える労組」にならなくてはならない、そのためにはストライキなどの実力行使をためらってはならない、街頭でのデモ行進なども、少なくとも欧米諸国なみにおこなうべきである、▽1970年代から顕著になった労使協調路線を見直し、労使の利害がどこまで共通するか、異なるかについて徹底的に洗い直し、協調路線を検討する、▽政治活動を活発化し、民主党政権獲得後、労働保護行政を強化することによって労働組合の力を向上させる―の5項目を実践することを強く求めている。

その他、こうした経過を経てきている連合運動に対して周辺の運動家からは、「連合結成の原点の、左翼イデオロギーの排除」の呪縛から抜けきれない体質がある」とか、連合運動変革の可能性として、新たな「競い合い」の構築として全労連等との「定期協議」の実現をという問題提起も出されている。

4 政権交代の実現と結成20周年の連合運動―古賀・南雲体制

以上のような社会情勢を背景に、2009年9月に歴史的な政権交代が実現し、連合第11回定期大会は、その直後の10月8～9日に「すべての働く者の連帯で希望と安心の社会を作ろう」のスローガンを掲げて開催され、事務局長から選出された古賀伸明氏が新連合会長に、新事務局長には電力総連出身の南雲弘行氏が就任した。

大会では、運動方針とは別に、「20周年にあたっての提言」と「連合が歩んだ20年のふりかえり」という文書が提出された。

後者の文書の末尾には、「連合21世紀ビジョン」と連合評価委員会報告書をあげて「連合運動は進化してきた」と自己評価しているが、連合評価委員会が改革の中心課題とする「企業別組合主義からの脱却」について、この6年間、それを巡っての議論らしい議論をしない、議論できない、ということと「企業別組合の壁」という運動の基本的な自己改革を避ける纏め方をして、結果的に「神棚」に祭り上げてしまったという経過となっている。

第一部 連合運動は「社会のバリエード」になれるか
評価委員会も「企業別組合主義」とは何かと明確に定義をしていないが、提言全体から企業別労働組合の政策とか運動に見られる「企業利益、その産業利益優先主義とその下での労使協調主義」のことであり、労働組合が自らの労働基本権を行使して企業行動に労働者、国民のた

めにチェックを加えていこうとしない運動姿勢をさしていると理解すべきもので、現存する企業別労働組合という組織形態を産業別労働組合へ転換させることを求めてはいない。企業別組合主義という行動様式を克服することは、組合民主主義を徹底した討議を通して実現させるならば困難なことではない、と思っている。労働組合間の共同行動の積み重ねはそれを容易にする条件を生み出すのではないか。

民主党政権下の連合運動は、「政府、政党からの独立」という労働組合運動の原則が堅持されず、追従路線が目立ち、新たな運動の危機を生み出しているという現状である。

5 民主党政権への連合運動の政策的追従と批判の噴出

連合は、これまでの自民党中心の政権下でも、政労トップ会談の機会を特別に与えられていたが、民主党政権が正式に発足してから、政府（鳩山政権）と連合間で両者関係の在り方について、協議が行われ、新たに政府との政策協議の枠組みが合意された。新たな枠組みは、連合と政府との間に首相と会長による「政府・連合トップ会談」（年3〜4回開催）、「定期協議」（官房長官・連合事務局長、月1回を目標に開催）、「省庁別協議」（大臣、副大臣、政務官の政務三役と連合・局長レベルによる政策協議、各省ごとに随時開催）の三つの場である。

連合は、政府・連合トップ会談は「連合ニュース」で簡単にその都度状況、概要が報告されており（政権交代後、これまで5回開催）、その他の場での状況は明らかにしていないが、とくに「省庁別協議」は適時、双方自由往來の方法で運用されているとのことで、ここで重要な政策の基本的な政労調整がなされているのではないかといわれている。

民主党と連合の政策決定で大きな問題点は、第1民主党が菅首相になって直ちに国民への公約であるマニフェストにも掲げなかった国民生活に関わる課題である消費税の引き上げ、法人税引き下げ、「社会保障と税と財政との三位一体改革」、TPPへの加盟、原発増設問題などについて、党内において事前の民主的な議論をすることなく、党代表、総理大臣などが国民に公表するといった、責任ある政策決定のルールを逸脱した方法をとっていることである。

第2に連合指導部が、政府の「国民生活第一」のマニフェスト違反の政策転換に対して、菅首相とのトップ会談などで厳しく批判、抗議し、見直しを求めるともなく、事実上黙認して、連合内での議論を広く行うこともなく中央執行委員会レベルで容認、支持し、政府、民主党に追従していることである。それらはほとんどが民間大単産の政府支持の方針、意向に沿うものとなっている。

2011年4月25〜26日に政権交代後初めて開催した連合の政策制度中央討論集会で、こうした関係のなかで連合指導部が決めてきた原発の新増設容認政策をはじめとする民主党と連合の諸政策への批判、反対、見直しの意見や慎重論が相次いで出されたことが報道されているが、政策決定の不透明性と露骨な企業・産業利益優先路線への不満の反映である。

民主党の政策に連合が追従する形になっているその政策の内容やその取り組みに労働者、国民の理解、支持が得られるものとなっていないことは、菅内閣以降の政策への批判、失望が加速し、支持率の急速な低下を招き、2010年の参議院選挙、2011年4月の「統一地方選挙」前・後半での民主党の惨敗がはっきりと示してところである。この結果には、労働者、国民の立場から厳しく批判し、是正を求めることをせず、容認してきた連合運動も重大な責任を負っていることはいうまでもない。しかし、連合指導部は、こうした点に全く触れていない。政府、政党からの独立の原則は、厳しく堅持されねばならない労働組合運動の原点なのである。

連合は、政権交代の機会に民主的で公正な労使関係を中央政府レベルで確立するために、連合の独占ではなく、他組合も参加する諸政策の協議、交渉システムの確立について、関係組織と話し合い、日本の労働組合運動のために努力をすべきであろう。

6 連合運動内の民間大企業労働組合の組織、運営の民主的改革を

(1) 企業別労働組合に関する中部産生研の調査報告

連合運動が社会の求めに込んでいるかを考える場合、連合本部の方針、政策、運動指導について以上見てきたような基本的な路線とともに、それに大きな影響力をもつ構成・加盟組織（下部組織、基礎的な職場の組織を含めて）の問題点を検討して見る必要がある。末端の組織、

運動に弱さ、問題があれば、それらが複合して労働組合全体の力を削ぐことになるからである。職場を基礎単位とする企業別労働組合の場合でも、組合員の意思を最大限に尊重する組合民主主義に基づいて組織され、運営されて、活動が展開されているかどうかは労働組合の強さ、闘争力を決定的に左右するのである。

名古屋市にある中部産業・労働政策研究会（中部産政研）の研究員で、法政大学大学院ノベーションマネージメント研究科教授の藤村博之氏が研究テーマ「より健全な労使関係に向けた職場づくり」に関わる実態調査（2008～09年実施）結果に基づいた論稿「日本の労働組合―過去・現在・未来」を発表している。

この調査対象などの詳細は不明であるが、おそらく連合運動傘下の民間産業の企業別労働組合を対象にしたものと思われる。藤村氏は、それらの民間産業では1970年代以降、労使協議制を充実させ、安定的労使関係を築いてきたが、その限界も早くから指摘されていたことから、組織率の低下が進む状況下で2008年から2009年に実態調査をおこなっている。そして、その結果から職場レベルの労使関係の実態と課題を捉えたところ、職場役員や管理職の間には全体的に見て労使関係は上手くいっているという認識があるものの、組合員の組合活動に對す関心の低さ、職場会の活動の不十分さ、活動水準の低下などが明らかになったとし、「社会の変化に合わせて、日本の企業別組合も活動スタイルを変えていくことが求められていると言える」と厳しいコメントを下しているのである。基礎的な職場の組合組織は形骸化し、労使関

係なしの状況になっているということで、これは連合運動にはば共通した職場状況といえよう。藤村教授は、労働組合に関する幾つかの事実として、歴史的に組織率が低下してきているが、パートタイム労働者の組織化は確実に進んでいること、企業別組合の4分の3、組合員数の9割が産業別組織に所属していること、ストライキは激減を続け、2009年の労働損失日数は僅か7492日であり、ストライキを実行する技能の伝承が途絶えてしまっていること、1970年代までに苦勞して定着させた労使間の意思疎通機関の労使協議制が1990年以降衰退傾向にあることなどを指摘した上で、企業別組合の組織上の課題として以下のことをあげている。

①企業別労働組合の組合員が正社員に限られ、雇用労働者の3分の1が有期契約（非正規）労働者である現状では、「働く者の代表」とは言えなくなっている。②労働者として横の連帯がとりにくくなっている。③労組役員の経験が継承されにくく「素人化」の進行、組合弱化の一因になり、経営側と対等の交渉能力を発揮できなくなっている。④労働組合の職場レベルの活動水準が低下している。⑤企業のグループ化のなかで、グループ労連、グループ労協の活動の展開が求められている。

さらに職場レベルの労使関係の実態として、①組合員の組合活動への関心が低く、職場会の開催頻度が低く、所要時間が短いために十分な議論がなされていない。出席状況も良くない。②職場役員の選出方法は「前任者から頼まれた」、「職場の上司に言われて役員になった」とい

うのが多く、その現実には、労組役員から管理職に事前打診がり、管理職が同意して本人に伝えられている。③そのため職場役員の現場掌握力が弱く、組合員とのコミュニケーションがとられていない。④職場会に執行委員も余り出席していないなどという職場活動の空洞化を指摘している。そして藤村氏は、最後に管理職と職場役員との定期的な情報交換、管理職への職場の労使関係づくりの教育、職場懇談会の開催頻度のアップ、組合活動に組合への関心を高める活動などを課題として提言している。

この組織と運動の空洞化状況を変えていくためには、これまでの30数年の組合活動を全般的に衰弱させるに至った組合運営を組合民主主義の原則に立ったものに変えていく必要について議論していくことが求められるが、そのために必要な基本的ことは以下のことであろう。紙数の関係で、簡単にその主要な問題点のみを指摘しておくたい。

(2) 民間大企業労働組合の組織、運営改革の問題点

その1つは、労働組合の役員選挙制度を民主的に改革し、あまりにも低い各レベルの組合役員の資質、活動能力を高める教育、訓練を行うことが不可欠となっていることである。

労働組合の役員選挙制度の在り方は、少なくとも組合機関は、少数意見を反映できる公平、民主的な選挙によって、選出、構成されるべきものとして、平等な選挙権・被選挙権の保障、適正規模の選挙区の設定、完全な秘密投票の保障、選挙活動の自由な拡大、制限連記制もしく

は単記制の採用、開票立会人の制度化、リコール権の保障とその手続きなどが含まれる必要があるということである。

2つ目は、組合民主主義に基づいて、職場を重視し、全員参加の組合活動を活性化させることである。

組合民主主義は、労働組合運動でなによりも厳格に守られねばならない最高の原則とされ、それは「多数決主義」ではなく、労働組合の主権者である労働者がいっさい差別されることなく組合活動に参加する権利を平等に保障され、労働組合の活動と運営が組合員の民主的な大衆討議によって形成される多数の意見に従って行われるという原則のことである。組合民主主義の徹底の実践こそ、労働組合の団結力と闘争力の源泉なのである。

正規、非正規の従業員が一緒に働き、生活する職場で、全員を対象にした活動、職場の状態の交流、多くの回数と時間をとった討論の開催、職制との交渉、組合員の職場活動の自由の保障などを重視し、実現させていくことが組合活動強化、運動活力の基礎である。

3つ目は、こうした改革とともに、春闘をはじめとする諸要求の実現の闘いのさいに労働基本権の団体交渉権、ストライキ権などを積極的に行使しない限り、労働組合の空洞化はさらに進み、いざという時、役立たなくなることは必定であるということである。

春闘において連合運動の一定の社会的存在感を高めていくとすれば、組合民主主義の実践として、生活実態調査やアンケートを通して要求の内容を大衆的に決定し、基本的権利である団

体交渉を積極的に行使して回答を引き出し、不満の場合は、投票でストライキ権を確立し、それを背景に団体交渉を継続し、満足な回答が出ない場合はストライキを効果的に行使する。この団交とストライキを有効適切に組み合わせながら上積み回答めざす。回答と闘争終結の大衆討議を深め、全員投票で最終解決を図ることが組合民主主義の実践である。春闘等における大衆行動については、日本の労働組合運動は、以前は実にたくさんの多種多様な取り組みを實踐して経験を積んでおり、それらから有効なものを選択し、実践することが必要であらう。

4つ目は、労働関係教育の徹底と社会的な街頭、居住地域での宣伝活動の継続的な実施するということである。

労働者の権利の本質―闘いとられたもの、行使しなければ守れないものという点―を多くの闘いに関わり、その経験を知る法律家集団の協力を得て徹底させることともに、近年のローカルユニオンや社会的労働運動の工夫を凝らしたこの面での取り組みの経験から学ぶことが必要である。とくに可視化された国民生活防衛の幅広いデモ、集会その他の対政府、対自治体行動などの経験を積んだ労働組合組織や社会運動団体などと協力し、駅頭、街頭における一般市民へのピラ、マイク、メガホンなどで効果的に知らせる宣伝活動、休日等を利用した住宅地でのこうした活動が継続的におこなわれていけば、一般市民が活動する労働組合運動の存在を身近に受け止め、組合観を変えて、運動への理解、協力へと向かい、それがまた労働者の権利意識を高めていくことに繋がることになる。

第一部 連合運動は「社会のバリケード」になれるか

おわりに——労働組合運動の持続的な協力、共同で強固な
「社会のバリケード」の構築を

日本の労働組合運動が東日本大震災、原子力発電所の事故と放射能汚染の拡大という未曾有の国家的な危機を克服し、新しい社会への転換を成し遂げていく「社会のバリケード」としての存在感を示し、引き続き広い社会的信頼感を定着させるためには、多くの分野で日本社会の転換をめざす取り組みの必要性が強調されている今日、連合運動もそのための言説ではなく運動の内実を発展的に示すことが求められている。

連合運動のトップリーダーである古賀伸明現連合会長の、2011年頭の「社会のバリケード」をめざして奮闘するという決意表明は、今日の危機的な転換期においても共有出来る日本の労働組合運動全体の重要な進路、目標となるものである。

私は、連合指導部が、これまでの連合運動史における一定の共同行動の歴史的経験、連合評価委員会の諸提言、「すべての労働者のために」という社会的労働運動から受け入れた教訓を含めて、連合運動の歴史と現状を民主的な討論の点検を通して、強固な「社会のバリケード」構築の重要な一翼を担う労働組合組織として、とくに反共主義の既成観念の枠を超えて、「共通する労働組合運動の基本的な共通課題は、他の労働組合組織や社会運動団体との共同行動の

持続的な取り組みを通して解決していく」という新しい運動路線を確立することを改めて求めるものである。このような運動路線の持続的な実践の積み重ねが「社会のバリケード」としての労働組合運動が国に構築されていくのであり、連合、全労連のいずれかのナショナルセンターだけで構築できるものではない。

先に書いたように、この大震災の危機下でも連合と全労連、全労協などとの間で、接触、対話、協力の関係もないなかで、何らかの連携を実現するためには、労働問題、労働組合運動の学者、研究者、法律家、ジャーナリスト、文化人の各界有志が協力して、共同の関係を確立するための話し合いの場の設定を、関係組織に呼びかけ、申し入れる取り組みが必要ではないか。

あるいは、共同呼びかけ人が、例えば、連合が2010年12月に『働くことを軸とする安心社会』にむけて「わが国が目指すべき社会像の提言」という文書、また全労連が研究者集団と協力して作成中の「労働と社会保障による『福祉国家』をめざす」社会保障憲章と社会保障基本法関係の文書などを素材として、大震災と原発事故後の諸状況を踏まえ、労働組合運動が共同して追求すべき新しい社会像をめぐるシンポジウムを開催し、自由闊達な議論の場とすることも今後の運動に有益な機会となる。

新しい社会への転換と発展には、「社会のバリケード」としての強固な労働組合運動の構築をめざした、すべての労働者、国民各層に支持されたあらゆる労働組合組織の協力、共同の持

統的な運動が不可欠である。

〈参考資料〉

- 労基法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』編『連合要求実現「応援団」活動まとめ1997～1999』。
- 21世紀への挑戦委員会『21世紀を切り開く連合運動―21世紀連合ビジョン』（2001年10月、連合WEBサイト）。
- 連合資料『連合評価委員会最終報告』（2003年9月、連合WEBサイト）。
- 連合資料『2010～2011年度 政策・制度 要求と提言』。
- 連合資料『2012～2013年度 政策・制度 要求と提言』。
- 連合資料（同上別冊）『災害復興・再生に向けた政策』（2011年）。
- 連合機関誌『月刊 連合』、連合WEBサイト掲載の連合会長、連合事務局長の見解、談話、連合ニュース等関係資料。
- 連合資料『連合結成20年、明日への提言』（2009年）。
- 労働運動研究会編『連合運動―20年の検証と労働運動の課題』（えるむ書房、2009年）。
- 早房長治著『恐竜の道を辿る労働組合』（緑風出版、2004年）。
- 鈴木 玲「連合政策の展開の分析―政治・経済・組織問題をめぐる対立軸の視点から」（石田光男、願興寺浩之編『講座 現代の社会政策3』明石書店、2009年）。
- 中野隆宣「ジャーナリストから見た日本の労働運動の現状と課題」（法政大学大原社会問題研究所雑誌、No.586～587、2007年）。
- 笹森清「連合運動の20年（上）（下）」『労働法律旬報』（1709～1710号、2009年）。
- 同「社会運動としての連合再生を」（季刊『現代の理論』09年春号）
- 全労連権編『全労連20年史』（大月書店、2009年）。
- 熊谷金道・鹿田勝一著『春闘の歴史と展望』（学習の友社、2011年）
- 大木一訓・愛知労働問題研究会編『大企業の労働組合役員選挙』（大月書店、1986年）。
- 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』（各年度、旬報社）。『日本労働運動資料集成』（旬報社、2007年）。『社会労働事典』（旬報社、2011年）。
- 厚生労働省編『資料労働運動史』（労務行政研究所、平成11年度、13年度、15年度）。

『政経研究』（政治経済研究所、96号）